

参加費無料!! 相続セミナーのご案内

○×クイズで楽しみながら学べる 不動産の相続

問題

不動産を相続した時、相続登記の期限はないのでそのままにしてもよい。

※答えは右下に記載



相続が発生したとき、市役所での手続きや金融機関の口座解約はご自身でされたとしても、不動産の名義変更だけは専門家に任せたい、という方は少なくありません。「手続きはどこでやるの?」「何で名義変更が必要なの?」「結局誰にお願いすれば良いの?」など、素朴な疑問に分かりやすくお答えします。同時に、近年の法改正を踏まえて、お元気なうちからやっておいた方がよいことをお伝えします。どうぞお気軽にご参加ください。



開催日時

9月19日(火)
10:00~11:30

会場

ツインメッセ静岡404・405会議室
(静岡市駿河区曲金三丁目1番10号)
※駐車料金は有料です。

受講料

無料

定員

30名
予約制

講師

株式会社イワサキ経営 大澤 祐紀

【プロフィール】

相続・遺言専門行政書士。平成29年12月に行政書士登録。葬儀を終えた直後から、相続に伴うあらゆる手続きをサポートすることを信条とする。過去にお手伝いしたお客様は600名以上。



お申込み ※お電話又はFAXでお申込み下さい FAX:054-287-0057

お名前

ご参加人数

名

ご住所 〒

電話番号

お連れ様

様

経営と、人生と、地域の力になる。
イワサキ経営グループ
株式会社イワサキ経営 / 税理士法人イワサキ

電話 054-287-0056

(平日9:00-17:00 土日祝休み)
【株式会社イワサキ経営 静岡支社】
静岡県静岡市駿河区中田4丁目2-6-2F

※ お申込の際にいただいた個人情報は、受講時のご連絡やイワサキ経営グループで開催するセミナー等の案内に使用し、第三者への提供は行いません。

※答え × 2024年より相続登記が義務化されます。詳しくはセミナーで!!